

令和3年（2021年）11月26日

指定地域密着型サービス事業所 管理者 様

横須賀市民生局福祉部指導監査課長

令和3年度 第5回神奈川県認知症対応型サービス事業管理者研修の推薦について

日頃から、本市介護保険行政にご協力をいただきまして誠にありがとうございます。さて、神奈川県から、標記研修について、通知がありました。

本市で取りまとめ、受講の推薦を行いますので、受講を希望する事業所は、下記の期日までに指導監査課あて申込書等を提出してください。

記

- 1 提出期限 令和4年1月5日（水）（必着）
- 2 提出書類
 1. 令和3年度 第5回 神奈川県認知症対応型サービス事業管理者研修受講申込書（※1）
 2. 経歴書（※2）
 3. 「認知症（痴呆）介護実務者研修基礎課程（旧基礎課程）」又は「認知症介護実践者研修」の修了書の写し
- 3 研修日程 令和4年3月8日（水）・9日（木）の2日間
- 4 研修実施主体 神奈川県（社会福祉法人 神奈川県社会福祉事業団に委託）
- 5 研修の概要 介護情報サービスかながわのホームページの「事業者 ライブラリー（書式/通知）」→「12. 認知症介護の研修」→「2021年度 第5回認知症対応型サービス事業管理者研修について」に掲載
（注）申込みの前に、上記ホームページに掲載されている受講要件や注意事項をご確認ください。

※1 申込書は、別添の書式を使用してください。

※2 経歴書は、横須賀市ホームページの「オンラインサービス」→「申請書ダウンロード」→「福祉部指導監査課の書式」→「介護保険（事業者・施設）・第1号事業者指定申請・届出関係のページ」→「地域密着型サービス事業者（第1号事業者）等」→「5. 様式（ダウンロード）」→「2. サービス種類別様式」に掲載しています。

（事務担当 民生局福祉部指導監査課 指導監査第1係 吉田）

電話：046-822-8162

■本研修が必要な方

○ 指定認知症対応型通所介護事業所・指定小規模多機能型居宅介護事業所・指定認知症対応型共同生活介護事業所・指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の**管理者就任予定者**で、下記①又は②のいずれかの研修を受講していない方。

①認知症高齢者グループホーム管理者研修（平成17年度）

②認知症対応型サービス事業管理者研修（平成18年度以降）

○ 横須賀市内で指定小規模多機能型居宅介護事業所・指定認知症対応型通所介護事業所（認知症対応型グループホームを活用した共用型を除く。）・指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の**開設を予定している事業計画者**の中で、上記①又は②のいずれかの研修を修了していない管理者就任予定者。

【本研修の受講要件】

サービス種類		要件
共通		次のいずれかの研修をすでに修了している者 ①認知症（痴呆）介護実務者研修基礎過程（旧基礎課程） ②認知症介護実践者研修
管理者としての要件	認知症対応型通所介護事業所	適切な認知症対応型通所介護サービスを提供するために必要な知識及び経験を有する者
	小規模多機能型居宅介護事業所	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として 3年以上 認知症である者の介護に従事した経験を有する者
	認知症対応型共同生活介護事業所	適切な認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として 3年以上 認知症である者の介護に従事した経験を有する者
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として 3年以上 認知症である者の介護に従事した経験を有する者 ※ 管理者が保健師又は看護師の場合は、管理者研修を受講する必要はありません。